

新たな「知の拠点」づくり有識者検討会議設置要綱

(設置)

第1条 千葉県立図書館基本構想の実現に向け、知識基盤社会における「知の拠点」としてふさわしい施設整備としていくにあたり、様々な分野から専門的知見を幅広く聴取するため、「新たな『知の拠点』づくり有識者検討会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 有識者会議は、新たな「知の拠点」づくりに関する事項について、検討を行うものとする。

(報酬の額等)

第3条 この要綱の規定により報酬の支給を受ける者は、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月1日条例第27号）第2条第2項第6号の規定を、また有識者会議の委員の報酬は、同条例第3条第1項第2号の規定を、委員の旅費及び費用弁償の額は、同条例第6条第1項の規定をそれぞれ準用するものとする。

(組織)

第4条 有識者会議は、図書館等に関する専門的な見識を有する者等で構成する。

- 2 有識者会議に主査を置き、委員の互選により選出する。
- 3 主査は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 主査に事故があるときは、主査が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、主査が招集する。

2 主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第6条 有識者会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 主査の選任その他人事に関する事項を審議する場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、主査が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第7条 有識者会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、第10条に規定する事務局の定める手続により会議開会の15分前までに許可を受けなければならない。傍聴できる定員を15名とし、

傍聴希望者が定員を上回った場合は、抽選を行い、傍聴人を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって主査が認めるものは、会議を傍聴できるものとする。

3 傍聴人は、主査の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

4 傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、予め事務局に申請しなければならない。また、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

5 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

6 主査は、第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公開)

第8条 主査は、有識者会議の会議において配付した資料を事務局に公開させなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第9条 主査は事務局に、有識者の会議の議事録を作成させ、これを公開しなければならない。ただし、主査は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、主査は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(事務局)

第10条 有識者会議の事務局は、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課内に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。